

令和3年9月30日

保護者様

鴻巣市教育委員会教育長

緊急事態宣言解除後の鴻巣市立小・中学校の対応について（お願い）

日頃より、本市の教育活動にご理解ご協力くださり、誠にありがとうございます。

この度、埼玉県緊急事態宣言が令和3年9月30日で解除されたことを受け、本市としましては、下記のとおり対応することとしました。

保護者の皆様におかれましては、引き続き児童生徒の健康管理にご留意いただくとともに、感染拡大防止の徹底についてご理解ご協力をお願いいたします。

記

1 学校教育活動基本的な対応方針について

これまでどおり、「鴻巣市立小・中学校における新型コロナウイルス感染症対策等マニュアル」を基に、感染症対策を徹底しながら教育活動を実施します。

2 学校行事の実施について

感染状況や学校の実情を踏まえ、実施の可否を慎重に判断します。感染状況によっては、延期及び中止となる場合や保護者参観の制限がある場合もございますので、ご理解くださいますようお願いいたします。詳細については、各学校からの通知文をご確認ください。

3 学習活動等について

- (1) 授業中は、常時換気をし、原則マスクを正しく着用させ、互いの間隔を可能な限り確保し、感染防止対策を継続します。
- (2) 感染リスクの高い学習活動は、感染状況を踏まえて判断し、実施する場

合は、感染防止対策を徹底します。

- (3) 食事（給食）中の会話は禁止とし、会話は食事後にマスクを着用してから行うよう指導します。

4 部活動について

- (1) 10月1日から10月15日までの期間については、週4日以内（土日含む）で、2時間程度の活動とします。練習試合等については、市内での活動のみとします。
- (2) 10月16日以降については、各学校の部活動に係る活動方針に基づく活動とします。

5 感染が不安で登校が心配な場合について

お子さんの通う学校へご相談ください。対応等について検討します。

- ・出席停止等の取扱いについて
- ・学習の保障について（ICT活用を含む） 等

6 新型コロナワクチンの接種について

- (1) ワクチン接種を予定しているお子さんの保護者の皆様におかれましては、接種後（当日及び翌日以降）のお子さんの体調についてよく観察していただき、発熱等の副反応が見られた場合には無理をさせないようにご家庭での配慮をお願いします。その際、学校と連携しての見守りが大切ですので、接種日等についてお子さんの通う学校へのご連絡をお願いいたします。
- (2) 接種後は、いつもどおりの生活に問題はありませんが、激しい運動は避けてください。
- (3) ワクチン接種を受ける場合及び接種後の副反応が出た場合の出欠の扱いについては、欠席としないなどの柔軟な取扱いをすることも可能です。お子さんの通う学校にご相談ください。
- (4) ワクチン接種は任意となっております。併せて、ワクチン接種に起因するいじめなどの差別的取扱い等において、厳に慎まなければなりません。

7 家庭での感染症対策のご協力をお願い

- (1) 児童生徒に発熱等のかぜ症状がある場合は、学校を休ませてください。また、PCR 検査を受ける際にも、学校に連絡をお願いします。

- (2) 同居家族に発熱等のかぜ症状がある場合は、原則児童生徒も学校を休ませてください。ただし、同居家族が医師の診察を受けて、児童生徒の登校については差し支えないと診断された場合は登校可とします。登校についての判断に迷う場合は、学校にご相談ください。
- (3) 児童生徒や同居家族がPCR検査等を受けた場合には、結果が出るまでは児童生徒の登校を自粛してください。「欠席」ではなく、「出席停止」として扱います。ただし、同居家族の職場等の方針による安全確認のための一斉PCR検査等の場合は、当該同居家族に発熱等のかぜ症状がない場合は、登校可とします。
- (4) 朝、登校前に児童生徒の検温や体調管理の徹底をお願いします。
- (5) 免疫力を高めるため、十分な睡眠、バランスのよい食事など、規則正しい生活習慣に心掛け、体調管理に努めてください。
- (6) 帰宅時及び食事前など、石鹸によるこまめな手洗いを徹底してください。
- (7) 発熱等のかぜ症状がある場合は、外出を控えてください。
- (8) 進路に伴う学校説明会へ行く際にも、登下校時同様に感染症対策（検温等の健康観察及びマスク着用等）を講じるとともに説明会実施校の指示に従い、行動してください。また、直行直帰の徹底をお願いします。